

3. 海洋基本計画の概要

平成25年4月に閣議決定された海洋基本計画では、海洋立国日本の目指すべき姿として、以下の4つの方向性を示しています。

海洋立国日本の目指すべき姿

国際協調と国際社会への貢献

海洋を通じて各国との国際的な連携を強化します。また、国連海洋法条約等を遵守し、法の支配に基づく国際海洋秩序の確立を目指します。

海洋の開発・利用による富と繁栄

海洋環境の保全との調和を図りながら、我が国周辺海域の水産資源、エネルギー・鉱物資源等の海洋資源の開発等を進めるとともに、海洋産業の振興と創出や国際展開を図ることで、我が国の成長と富を創出します。

「海に守られた国」から「海を守る国」へ

安全で、効率的かつ安定的な海上輸送ルートを確認するとともに、海洋由来の災害に対する備えを徹底し、災害に強い国となることを目指します。さらに、領海、排他的経済水域等を守り抜き、海洋を法の支配が貫徹する世界人類の公共財として保ち続けるために積極的に努めます。

未踏のフロンティアへの挑戦

科学技術を最大限活用して、深海底を始め、海洋の未知なる領域の研究等によって、人類の知的資産を創造し、海洋環境や気候変動等の全地球的課題の解決に取り組みます。

また、海洋基本計画では、海洋に関する施策の基本的な方針を定めるとともに、以下の分野について、具体的に講ずる施策について定めています。

海洋基本法で定める12の基本的施策

① 海洋資源の開発及び利用の推進

海洋エネルギー・鉱物資源の開発の推進、海洋再生可能エネルギーの利用促進、水産資源の開発と利用。



詳しくは
P6へ

人工のメタンハイドレートを燃焼させた様子
写真：JOGMEC

② 海洋環境の保全等

生物多様性の確保等のための取組、環境負荷低減の取組。



詳しくは
P10へ

③ 排他的経済水域等の開発等の推進

排他的経済水域等の確保・保全、有効な利用の推進、開発等を推進するための基盤・環境整備など。



詳しくは
P12へ

岩船沖油ガス田海上生産設備
写真：石油資源開発株式会社

④ 海上輸送の確保

安定的な海上輸送体制の確保、船員の確保・育成、海上輸送拠点の整備。



詳しくは
P14へ

⑤ 海洋の安全の確保

海洋の安全保障や治安の確保、海上交通の安全対策、海洋由来の自然災害への対策等の推進。



詳しくは
P14へ→

写真：海上保安庁

⑥ 海洋調査の推進

総合的な海洋調査の推進、海洋に関する情報の一元的管理と公開。



詳しくは
P16へ→

⑦ 海洋科学技術に関する研究開発の推進等

国として取り組むべき重要課題に対する研究開発や基礎研究等の推進、海洋科学技術の共通基盤の充実や強化、宇宙を活用した施策の推進。



詳しくは
P16へ→

©JAMSTEC

⑧ 海洋産業の振興及び国際競争力の強化

海運業、造船業等の経営基盤の強化、海洋資源開発や海洋観光等の新たな海洋産業の創出。



詳しくは
P18へ→

写真：三井造船株式会社

⑨ 沿岸域の総合的管理

沿岸域の総合的管理の推進、陸域と一体的に行う沿岸域管理、閉鎖性海域での沿岸域管理の推進、沿岸域における利用調整。



詳しくは
P10へ→

⑩ 離島の保全等

離島の保全・管理、離島の振興。



詳しくは
P12へ→

⑪ 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

海洋の秩序形成・発展、海洋に関する国際的連携、海洋に関する国際協力。



詳しくは
P18へ→

⑫ 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成

海洋に関する教育の推進、海洋立国を支える人材の育成と確保、海洋に関する国民の理解の増進。



詳しくは
P19へ→